

役員給与規程

〔平成15年10月1日〕
規程第4号

改正 平成15年10月31日規程第19号
改正 平成16年 3月31日規程第24号
改正 平成17年 3月 1日規程第 5号
改正 平成17年12月 1日規程第 6号
改正 平成18年 6月28日規程第 2号
改正 平成18年11月28日規程第 7号
改正 平成20年 3月27日規程第 8号
改正 平成21年 5月29日規程第 2号
改正 平成21年11月30日規程第 3号
改正 平成22年 4月30日規程第 5号
改正 平成22年11月30日規程第 8号
改正 平成23年 9月30日規程第16号
改正 平成24年 4月26日規程第 1号
改正 平成25年 3月29日規程第 9号
改正 平成27年 4月 1日規程第 2号
改正 平成27年 9月28日規程第 8号
改正 平成28年 2月19日規程第14号
改正 平成29年 3月31日規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の役員給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員給与は、常勤役員（以下「常勤役員」という。）については、本俸、地域手当、期末手当、勤勉手当、特例一時金及び通勤手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

2 機構の業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払)

第3条 役員給与は、法令に基づきその役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合においては、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(本俸月額)

第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 理事長 | 980,000円 |
| (2) 理事長代理 | 898,000円 |
| (3) 理事 | 800,000円 |
| (4) 監事 | 686,000円 |

(地域手当)

第5条 地域手当は、常勤役員に対して支給する。

2 常勤役員に対する地域手当の支給は、機構の職員に対する地域手当の支給の例による。

(給与の支給日)

第6条 給与(期末手当、勤勉手当、特例一時金及び通勤手当を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給する。ただし、16日が職員就業規則(平成15年規程第2号)第11条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その前日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)に支給するものとする。

(新たに常勤役員となった者及び常勤役員でなくなった者の給与)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から給与を支給する。

- 2 常勤役員が離職したときは、その日まで給与を支給する。
- 3 常勤役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合であって、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末勤勉手当基礎額に一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長が別に定める常勤役員にあっては、理事長が別に定める額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

3 前項の期末勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡し

た常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日）において常勤役員が受けるべき本俸及び地域手当の月額、本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

- 4 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。
- 5 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）から引き続いて常勤役員となった者については、その者の国家公務員としての在職期間（その者が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）第2条第3号に掲げる者となった期間がある場合においては、同号に掲げる者としての在職期間を含む。）を常勤役員としての在職期間とみなす。
- 6 基準日前に引き続き国家公務員となるために退職した常勤役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。
- 7 第2項ただし書の理事長が別に定める額が0円の場合には、その常勤役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。
- 8 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者においては、その支給を一時差し止められた期末手当）は支給しない。
 - （1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号の規定に基づき解任され退職した常勤役員
 - （2）基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - （3）次項の規定により期末手当の支給を一時差し止めることとされた者（一時差し止めることを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 9 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - （1）退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - （2）退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料されるに

至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の信用を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認められるとき

1 0 理事長は、前項の規定による期末手当の支給の一時差止め（以下「一時差止め」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに一時差止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止めとされた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止めの目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止めとされた者が当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止めとされた者について、当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止めとされた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止めに係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

1 1 前項の規定は、理事長が、一時差止めの後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして、当該一時差止めを取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、基準日以前における独立行政法人通則法の規定による業績評価の結果及びその者の職務実績等（以下「業績評価の結果等」という。）並びに基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、期末勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間における常勤役員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合と、業績評価の結果等を考慮し、理事長が別に定める割合とを乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20

1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 前条第3項から第6項まで及び第8項から第10項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第3項中「前項」とあるのは「次条第2項」と、「基準日」とあるのは「基準日（次条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第6項及び第8項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

（特例一時金）

第8条の3 特例一時金は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員（理事長が別に定める常勤役員に限る。）に対して、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 特例一時金の額は、特例一時金基礎額に6を乗じて得た額とする。

3 前項の特例一時金基礎額は、27,500円とする。ただし、理事長が別に定める常勤役員にあっては、理事長が別に定める額とする。

4 特例一時金を支給する日については、期末手当を支給する日の例による。

5 第3項ただし書の理事長が別に定める額が0円である場合には、第1項の規定にかかわらず、特例一時金は支給しない。

6 前各項に定めるもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第8条の4 前条に定めるもののほか、新たに採用された常勤役員であって、その採用された日以後最初の基準日が到来していないもの（理事長が別に定める常勤役員に限る。）に対して、採用された日の属する月から当該採用された日以後最初に到来する基準日の属する月の前月までの各月につき、特例一時金を支給する。

2 前項の規定による特例一時金の額は、月額1,000円とする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が国家公務員の例に準じて別に定める。

（非常勤役員手当）

第10条 非常勤の監事に対しては、月額240,000円の非常勤役員手当を支給することができる。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員手当の支給について準用する。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 機構設立の際、現に日本障害者雇用促進協会（以下「日障協」という。）の役員であった者で、引き続き機構の役員に任命されたものについては、日障協の役員であった期間を第8条の在職期間とみなす。

(常勤役員の本俸月額の特例)

第3条 常勤役員の本俸月額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず次の各号に掲げる役職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 理事長 | 914,000円 |
| (2) 理事長代理 | 843,000円 |
| (3) 理事 | 757,000円 |
| (4) 監事 | 686,000円 |

(役員給与規程の廃止)

第4条 役員給与規程（昭和52年規程第2号）は、廃止する。

(新たに採用された常勤役員の本俸月額の特例)

第5条 新たに採用された常勤役員であって、その採用された日以後最初の基準日が到来していないもの（理事長が別に定める常勤役員に限る。）の本俸月額は、採用された日の属する月から当該採用された日以後最初に到来する第8条の3第1項に規定する基準日の属する月の前月までの間、第4条及び附則第3条に定める額にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

附 則（平成15年10月31日規程第19号）

(施行期日)

第1条 この改正は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第5条第3項並びに第9条第2項の改正規定及び附則第3条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

第2条 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程（以下「規程」という。）第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 規程附則第2条第1項の規定の適用を受ける役員（以下「引継役員」という。）にあつては平成15年4月1日、それ以外の役員にあつては同年10月1日に

において受けるべき本俸、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、引継役員にあっては同年4月から10月までの月数、それ以外の役員にあっては同年10月の一月分の月数を乗じて得た額とする。

(2) 引継役員にあっては平成15年6月に支給された期末特別手当額に100分の1.07を乗じて得た額

2 前項第1号に規定する基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(特別調整手当に関する経過措置)

第3条 第5条第3項の改正規定の施行の際現にこの改正による改正前の規程第5条第3項の規定の適用を受けている役員に対するこの改正による改正後の規程第5条第3項の規定の適用については、同項中「異動（当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）」とあるのは「異動」と、「2年間」とあるのは「平成18年3月31日までの期間」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「同日以後2年を経過する日」とあるのは「平成18年3月31日」とする。

附 則（平成16年3月31日規程第24号）

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日規程第5号）

(施行期日)

1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 東京都特別区に在勤する常勤役員には、この改正による改正後の第5条第2項の規定にかかわらず平成22年3月31日までの間、本俸の月額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額の特別調整手当を支給する。

期 間 の 区 分	支 給 割 合
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の11
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の10
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の9
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の8
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の7

3 この改正規定施行の際現にこの改正による改正前の第5条第3項の規定の適用を受けている常勤役員に対する特別調整手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月1日規程第6号）

（施行期日）

第1条 この改正は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

第2条 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- （1）平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日）において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に同年4月から同年11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において在職しなかった期間がある役員についてはその在職しなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額とする。
 - （2）平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
- 2 前項第1号に規定する基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成18年6月28日規程第2号）

（施行期日）

1 この改正は、平成18年7月1日から施行する。

（本俸月額の切替えに伴う経過措置）

2 この規程の施行日の前日から引き続き同一の役職にある常勤役員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなる常勤役員には本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸月額として支給する。

（再任等の取り扱い）

3 前項に規定する役員が、任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員となったときは、前項の規定は適用しない。

附 則（平成18年11月28日規程第7号）

この改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規程第8号）

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規程第2号）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 役員給与規程の一部を改正する件（平成17年3月1日規程第5号）附則第2項における当該施行日から平成22年3月31日までにおける特別調整手当の経過措置に関する同項の規定の適用については、同項中「特別調整手当を支給する。」とあるのは「地域手当を支給する。」とする。
- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用は、第8条第2項中「一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の支給割合」とあるのは「100分の70」とする。

附 則（平成21年11月30日規程第3号）

（施行期日）

第1条 この改正は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成21年12月に支給する期末手当の額は、役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- （1）平成21年4月1日において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額
の合計額に100分の0.24を乗じて得た額（第2項において「基礎額」とい
う。）に同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額
- （2）平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の額に100分の0.24
を乗じて得た額

2 基礎額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成22年4月30日規程第5号）

この改正は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第8号）

（施行期日）

第1条 この改正は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- （1）平成22年4月1日において役員が受けるべき本俸及び地域手当の月額の合
計額に100分の0.28を乗じて得た額（第2項において「基礎額」という。）
に、同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額
- （2）平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.
28を乗じて得た額

2 基礎額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

附 則（平成23年9月30日規程第16号）

（施行期日）

第1条 この改正は、平成23年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

第2条 施行日の前日において、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号）附則第2条第1項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）の常勤の役員であった者で、施行日において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の常勤の役員として任命されたものに対する期末手当及び勤勉手当の支給については、その者の能開機構の常勤の役員としての在職期間及び勤務期間を機構の常勤の役員としての在職期間及び勤務期間とみなす。

（地域手当に関する経過措置）

第3条 平成24年3月31日までの間、この改正による改正後の役員給与規程第5条の規定の適用については、同条第1項中「千葉県千葉市」とあるのは「千葉県千葉市、東京都特別区及び神奈川県横浜市」とする。

附 則（平成24年4月26日規程第1号）

（施行期日）

第1条 この改正は、平成24年5月1日から施行する。

（給与の特例措置）

第2条 平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間においては、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本俸 当該常勤役員の本俸の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該常勤役員の地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該常勤役員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 当該常勤役員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第3条 平成24年6月に支給する期末手当の額は、役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年5月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき本俸及び地域手当の月額の合計額に100分の0.37を乗

じて得た額（以下「基礎額」という。）に平成23年4月から平成24年4月までの月数（平成23年4月1日から平成24年4月30日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員についてはその在職しなかった期間のある月数を減じた月数。ただし、別に定める常勤役員にあつては別に定める月数。）を乗じて得た額とする。

(2) 平成23年6月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（別に定める常勤役員にあつては別に定める額）並びに同年12月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(3) 平成24年5月1日において常勤役員が受けるべき本俸の月額に100分の9.77を乗じて得た額及び地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

（端数計算）

第4条 第2条第1号から第4号までに掲げる額、第3条第1号に規定する基礎額又は同条第2号若しくは第3号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成25年3月29日規程第9号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規程第2号）

（施行期日）

第1条 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

（本俸月額の切替えに伴う経過措置）

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き同一の役職にある常勤役員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなる常勤役員には、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸月額として支給する。

（再任等の取扱い）

第3条 前条に規定する役員が、任期満了の日の翌日に再び同一の役職の役員となったときは、前条の規定は適用しない。

附 則（平成27年9月28日規程第8号）

この改正は、平成27年9月28日から施行する。

附 則（平成28年2月19日規程第14号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年2月19日から施行する。

2 この規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成29年3月31日規程第10号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(この規程の施行の日前に採用された常勤役員に係る採用の特例)

第2条 この規程の施行の日前に採用された常勤役員に係るこの規程による改正後の役員給与規程第8条の4及び附則第5条の規定の適用については、当該常勤役員は、当該施行の日に採用されたものとみなす。